

## 地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%、令和元年10月1日から8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てられるものとされています。

南牧村の令和8年度一般会計当初予算における用途状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源分)	25,000千円
【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	408,906千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉事業	13,088			213	1,237	11,638
	障害者福祉事業	63,914	44,617		1,200	1,738	16,359
	高齢者福祉事業	35,556	18,000		1,955	1,499	14,102
	福祉医療給付事業	11,821	5,874			571	5,376
	児童福祉事業	42,062	29,267		51	1,225	11,519
	小計	166,441	97,758		3,419	6,270	58,994
社会保険	国民健康保険事業	13,564	6,011			725	6,828
	介護保険事業	83,095	2,955		1,049	7,598	71,493
	後期高齢者医療保険事業	76,592	13,414			6,069	57,109
	小計	173,251	22,380		1,049	14,392	135,430
保健衛生	成人保健事業	7,252	777		72	615	5,788
	母子保健事業	1,589	403			114	1,072
	感染症予防事業	10,325			2,772	726	6,827
	医療確保事業	50,048	31	20,000		2,883	27,134
	小計	69,214	1,211	20,000	2,844	4,338	40,821
合計	408,906	121,349	20,000	7,312	25,000	235,245	

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業の一般財源の比率に応じで按分しています。